

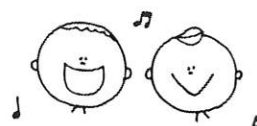
令和 7 年（2025 年）度

認定こども園（保育園部門）入園申込案内

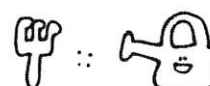
入園申込に必要な書類	・・・	1 ページ
入園申込ができる人、入園申込締切日	・・・	2 ページ
保育区分等について	・・・	3～4 ページ
利用者負担額（保育料）について	・・・	5 ページ
利用者負担額（保育料）の無償化と補助金について	・・・	6 ページ
河南町利用者負担額（保育料）表	・・・	7 ページ
河南町内の施設について	・・・	8 ページ

入園申込に必要な書類

- ① 施設型給付費・地域型保育給付費支給認定申請書（兼 特定教育・保育施設等利用申込書）
- ② 転入等誓約書 ※申込時に河南町内にお住まいでない方のみ
- ③ 保育を必要とする証明書（以下の表 1 または 2）



保育を必要とする証明書	保護者の状況	注 意 事 項
1. 就労証明書	就労	保護者記載欄を保護者が記入し、会社記載欄を事業者側が（自営・農業等の方は経営者）が記入 ※自営・農業の方は裏面の 1 日の就労状況の記載と自営・農業を行っていることが客観的に証明できる書類を添付
2. 保育を必要とする事由理由申立書	妊娠・出産	母子手帳の申立者名、予定日部分の写しを添付
	疾病・障がい 介護・看護	「主治医の意見書」、診断書、各対象手帳や介護保険証等の写しを添付
	求職活動	—
	就学	通学、在学証明書及び学生証の写し等、在学の事実が確認できる書類を添付
	災害復旧・その他	罹災証明書等その事実が確認できる書類を添付



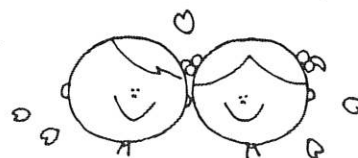
入園申込ができる人

河南町に住民登録をしている（または転入する予定である）保護者※が、次に掲げる「保育を必要とする事由」のいずれかに該当すること。

【保育を必要とする事由】

- ① 就 労 月 64 時間以上 就労することを常態としている場合
- ② 妊娠・出産 妊娠中、または出産後間もない場合
- ③ 疾病・障がい 保護者の病気やケガ、または保護者が障がいを有している場合
- ④ 介護・看護 親族等を常時介護または看護している場合
- ⑤ 災 害 復 旧 震災、風水害、火災その他復旧にあたっている場合
- ⑥ 求 職 活 動 求職活動を継続的に行っている場合
- ⑦ 就 学 等 就学や職業訓練のため保育することができない場合
- ⑧ 虐 待 等 児童虐待またはその恐れがある場合
DV により保育を行うことが困難と認められる場合
- ⑨ そ の 他 これらに類する状態と町長が判断した場合

※子どもが父母と別居している場合には、その子どもを養育している者



入園申込の締切日

入園希望月日	申込締切日
令和 7 年 5 月 1 日	4 月 10 日（木）
令和 7 年 6 月 1 日	5 月 12 日（月）
令和 7 年 7 月 1 日	6 月 10 日（火）
令和 7 年 8 月 1 日	7 月 10 日（木）
令和 7 年 9 月 1 日	8 月 12 日（火）
令和 7 年 10 月 1 日	9 月 10 日（水）
令和 7 年 11 月 1 日	10 月 10 日（金）
令和 7 年 12 月 1 日	11 月 10 日（月）
令和 8 年 1 月 1 日	12 月 10 日（水）

※書類が揃わない場合は、受付できません。
締切日より前に、余裕をもってお申込みください。

※入園が内定した場合、内定した園で面談を行います（各園から日程調整の連絡をします）。

※令和 8 年 4 月入園の申込は、令和 7 年 10 月頃に別途期間を設けて受け付けます。

※毎年 2 月・3 月は、新規入園の受け付けはありません。

※申込書類の提出後、申し込みを取り下げる場合は「利用申込取り下げ書」を提出してください。



❶ 保育区分等について

平成 27 年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。新制度では、教育・保育の必要性に応じて、町の「支給認定」を受ける必要があります。

支給認定

小学校就学前の子どもをもつ保護者が、子どもの状況に応じた教育・保育に関する給付を受けられるように、保育を必要とする事由等の基準に基づき、町が3つの区分の認定を行うものです。

保育の必要性が認定された場合には、支給認定の区分、保育の必要量、認定の有効期間などが記載された通知を交付します。

認定の区分

各園を利用するには、年齢に応じて2号（満3歳以上）または3号（0～2歳）認定を受ける必要があります（満3歳を迎え、3号認定から2号認定に変更になる場合は、町が職権により2号認定に変更しますので、手続きの必要はありません）。

▷「保育を必要とする事由（P2）」に該当する場合、2号または3号認定となります。

年齢区分	認定区分		保育必要量	利用できる施設
3歳以上	教育認定	1号認定	教育標準時間	中村こども園 石川こども園
	保育認定	2号認定	保育標準時間	
			保育短時間	
0～2歳		3号認定	保育標準時間	
			保育短時間	

保育の必要量（保育標準時間・保育短時間）

2号・3号認定を受ける方は、保護者の就労時間等により保育の必要量に対して「保育標準時間」と「保育短時間」の区分に分けられます。

区分により、保育を利用できる時間や利用者負担額（保育料）が異なりますのでご注意ください。

保育必要量の認定区分	就労時間等	保育を利用できる時間
① 保育標準時間	月 120 時間以上	7 時～18 時（11 時間）
② 保育短時間	月 64 時間以上 120 時間未満	9 時～17 時（8 時間）

支給認定の期間（入園可能な期間）と保育の必要量区分

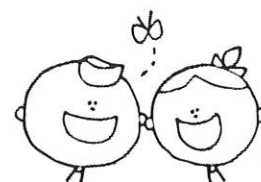
	保育を必要とする事由	支給認定期間	事由別保育の必要量区分	
			保育標準時間	保育短時間
1	就 労	最長、就学前まで ※1	○	○
2	妊娠・出産	出産予定日の8週間前の翌月の月初めから 8週間後の翌日を含む月末まで	○	—
3	疾病・障がい	家庭保育ができ、療養を必要としなくなるまで	○	—
4	介護・看護	介護・看護を必要としなくなるまで	○	○
5	災 害 復 旧	最長、就学前まで	○	—
6	求 職 活 動	1回につき、最長3か月間	—	○
7	就 学 等	就学期間中	○	○
8	虐 待 等	必要な期間	○	—
9	そ の 他	事情を勘案して町長が必要と認める期間	○	○

※1 保護者の退職等により、家庭保育が可能になる場合は退園になります。

延長保育について

保育の必要量で定めた各区分の保育を利用できる時間のほか、延長保育を利用することができます。利用にあたっては、通常の利用者負担額（保育料）と別に、延長保育料が必要です。

延長保育料は対象者1人1回あたりの利用料金を設定しています。



● 延長保育時間

	保育標準時間	保育短時間
河南町立中村こども園	18時～19時	7時～9時 17時～19時
石川こども園	18時～19時	7時～9時 17時～19時



● 利用者負担額（保育料）について



利用者負担額（保育料）は、保護者等に負担いただくもので、入園と同時に納付義務が生じます。その額は、保護者等にかかる市町村民税所得割額によって決定します。

※利用者負担額（保育料）表は、7ページに掲載しています。

利用者負担額（保育料）の決定

利用者負担額（保育料）は、以下によって決定します。

- ① 保護者等にかかる「市町村民税所得割額」の合算額
- ② 対象者の年齢（令和7年4月1日時点）
- ③ 保育の必要量（保育標準時間・保育短時間） ※詳細は3ページ

※ 保護者等とは、父母、同居の生計主宰者（祖父母等）をいいます。

父母それぞれの収入額が103万円未満の場合は、同居の生計主宰者にかかる市町村民税所得割額で利用者負担額（保育料）を決定します。

※ 市町村民税所得割額は、調整控除以外の税額控除（住宅借入金等特別控除、寄付金税額控除、配当控除等）が適用される前の額となります。

※ 未申告等で所得不明の場合、利用者負担額（保育料）は、最高額で決定をします。

利用者負担額（保育料）の決定時期

利用者負担額（保育料）は、9月で年度を更新します。

令和7年4月～令和7年8月分は「令和6年度市町村民税所得割額」、令和7年9月～令和8年3月分は「令和7年度市町村民税所得割額」により、利用者負担額（保育料）を決定します。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和6年度市町村民税所得割額 (令和5年中の収入) ※令和6年度 定額減税反映後の金額					令和7年度市町村民税所得割額 (令和6年中の収入)						

利用者負担額（保育料）の納付方法

中村こども園 ⇒ 町へ納付

- 「保育料預金口座振替依頼書／申込書」により各銀行に振替依頼を行い、銀行で承認されたのち、園または役場こども1ばん課に提出してください。
- 振替日は、翌月15日（前月分引き落とし）です。残高不足などで引き落としができなかった場合は、郵送もしくは園を通じてお渡しする納付書で納めてください。
15日が土・日・祝日の場合は、翌営業日に振替となります。

石川こども園 ⇒ 石川こども園に納付 ※石川こども園の指定する方法による

国 制度

利用者負担額（保育料）の無償化について

認定こども園等に通園している子ども（2・3号認定子ども）のうち、3歳児クラスから5歳児クラスまでの保育料が無償となります。また、0歳児クラスから2歳児クラスまでの住民税非課税世帯についても無償の対象となります。

教材費、行事費、主食費(3歳児クラスから5歳児クラス在園児)と、延長保育料(歳児問わず)は、無償化の対象外です。

中村こども園

※ 教材費：300円/月、行事費：300円/月、主食費：600円/月と、月ごとの利用実績に応じた延長保育料が必要です。

※石川こども園については、石川こども園の定める金額を、園の指定する方法により納付してください。

町 制度

副食費の補助事業について（にこにこランチ事業）

保育料の無償化に伴う副食費の徴収について、保護者の経済的負担を軽減するため、河南町独自で補助制度を設けています。副食費4,800円（1か月当たり）を上限(※)とし、各園の実際の副食費と比較し低い方が補助額となります。（助成を受けるためには申請が必要です。）

※ 国の定める公定価格の改定により変動する場合があります。

町 制度

河南町多子世帯保育料軽減補助金について

多子世帯の負担を軽減し、安心して子どもを生み・育てる環境づくりを目指すため、国の多子世帯保育料減免制度を拡充し、河南町独自に補助制度を設けています。

平成28年度から、子どもを2人以上養育している場合、幼稚園・保育園・認定こども園に通園している子が第2子以降に該当すれば利用者負担額（保育料）の全額に相当する額を助成します。

※預かり保育料・延長保育料は含まれません。

●助成のスケジュール

毎月の利用者負担額（保育料）が納付されたことを確認した後、4～8月分の保育料相当額を10月末日までに、9～3月分の保育料相当額を翌年度の5月末日までに交付します。



河南町保育園利用者負担額（保育料）表

（単位：円）

階層 区分	適用範囲 （市町村民税 所得割額）		0歳児～2歳児	
			標準時間	短時間
A	生活保護世帯等または里親		0	0
B	市町村民税非課税世帯	ひとり親世帯等	0	0
		ひとり親世帯等以外の世帯	0	0
C1	市町村民税課税額が 均等割額のみの世帯	ひとり親世帯等	0	0
		ひとり親世帯等以外の世帯	8,400	8,300
C2	48,600円未満	ひとり親世帯等	5,550	5,500
		ひとり親世帯等以外の世帯	11,100	11,000
D1	48,600円以上 58,000円未満	ひとり親世帯等	6,150	6,050
		ひとり親世帯等以外の世帯	12,300	12,100
D2	58,000円以上 67,000円未満	ひとり親世帯等	7,100	7,000
		ひとり親世帯等以外の世帯	14,200	14,000
D3	67,000円以上 77,000円未満	ひとり親世帯等	8,350	8,200
		ひとり親世帯等以外の世帯	16,700	16,400
D4	77,000円以上 77,101円未満	ひとり親世帯等	9,000	8,850
		ひとり親世帯等以外の世帯	22,400	22,000
	77,101円以上 87,000円未満		22,400	22,000
D5	87,000円以上 97,000円未満		28,600	28,100
D6	97,000円以上 121,000円未満		35,500	35,000
D7	121,000円以上 169,000円未満		43,600	43,000
D8	169,000円以上 202,000円未満		48,700	47,900
D9	202,000円以上 239,000円未満		52,200	51,300
D10	239,000円以上 266,000円未満		55,000	54,100
D11	266,000円以上 301,000円未満		55,100	54,200
D12	301,000円以上		55,500	54,600

きょうだいで通園されている場合は、第2子は半額、第3子以降は0円になります。

※ A～C1 階層は、第2子以降は0円

● 河南町内の施設について

幼保連携型認定こども園 河南町立中村こども園

- 【対象年齢】 0歳（2か月に到達した月の翌月）から就学前まで
- 【所在地】 河南町大字神山 19番地（旧 中村小学校）
- 【電 話】 0721-93-6866
- 【定 員】 206名（幼稚園部門を含む）
- 【休園日】 原則として日曜日、祝日、休日および12月29日～1月3日
- 【給 食】 週6回（自園調理）
- 【通園方法】 保護者による送迎
- 【保育時間】 月曜～土曜
 - ①保育標準時間 7:00～18:00
 - ②保育短時間 9:00～17:00
- 【延長保育】 月曜～土曜
 - ①保育標準時間 18:00～19:00
 - ②保育短時間 7:00～9:00 / 17:00～19:00

公私連携幼保連携型認定こども園 石川こども園

- 【対象年齢】 0歳（2か月に到達した月の翌月）から就学前まで
- 【所在地】 河南町大字一須賀 76-1
- 【電 話】 0721-90-2068
- 【定 員】 145名（幼稚園部門を含む）
- 【休園日】 原則として日曜日、祝日、休日および12月29日～1月3日
- 【給 食】 週6回（自園調理）
- 【通園方法】 保護者による送迎
- 【教育・保育時間】 月曜～土曜
 - ①保育標準時間 7:00～18:00
 - ②保育短時間 9:00～17:00
- 【延長保育】 月曜～土曜 ※土曜日のみ 18:00まで
 - ①保育標準時間 18:00～19:00
 - ②保育短時間 7:00～9:00 / 17:00～19:00

▷ 問い合わせ・申込先

河南町 教・育部 こども1ばん課 子育て応援係
 〒585-8585
 河南町大字白木 1359番地の6
 ☎ 0721-93-2500（代表）



河南町のカナちゃん

河南町立中村こども園(保育園部門)のご案内

【対象年齢】 0歳（2か月に到達した月の翌月）から就学前まで

【所在地】 河南町大字神山19番地

【電話】 0721-93-6866

【定員】 206名（幼稚園部門を含む）

【休園日】 原則として日曜日、祝日、休日及び12月29日～1月3日

【給食】 週6回（自園調理）

【保育時間】 月曜日から土曜日

①保育標準時間 7:00～18:00

②保育短時間 9:00～17:00

【延長保育】 月曜日から土曜日

①保育標準時間 18:00～19:00

②保育短時間 7:00～9:00/17:00～19:00

【延長保育利用料】

①保育標準時間 延長保育利用料（1日あたり）

降園時間分	18:00～18:30	0円（※）
	18:31～18:40	300円
	18:41～18:50	400円
	18:51～19:00	500円

②保育短時間 延長保育利用料（1日あたり）

登園時間分	7:00～7:59	200円
	8:00～8:29	100円
	8:30～9:00	0円（※）
降園時間分	17:01～17:30	0円（※）
	17:31～18:30	100円
	18:31～18:40	400円
	18:41～18:50	500円
	18:51～19:00	600円

例）

登園8:00 降園18:45 の場合

一日利用料金 600円

（登 100円 + 降 500円）

※19:01～ ①②いずれも別途料金が発生します（10分毎に100円加算）

1人1か月あたり延長保育料利用上限 5,000円

※ 保育の必要量で定めた各区分の保育を利用できる時間（保育時間）の前後30分間については、送り迎えの準備時間とし、延長保育料は発生しません。

河南町立中村こども園（2・3号認定） 入園にあたっての案内

- 勤務先や勤務時間の変更などがある場合や、保育の必要な事由の変更（退職し、求職活動を行う場合など）は必ず変更の申請を行ってください。
保育料や保育時間が変更になる場合があります。
- ※ 毎月 20 日までの申請で、翌月から変更が適用されます。
- ※ 変更申請は、園または役場こども1ばん課で受け付けています（就労証明など、事由に応じた添付書類等が必要です）。

- 保育料等諸費は、当該月分を翌月の15日（土、日、祝日はその翌営業日）に口座振替にて納付していただきます。（例：4月分の保育料は、5月15日に口座振替となります）

- 入園している園児が、病気・けが・入院等の理由により、当該月の
登園日数が開園日数の2分の1以下の場合 → 月額保育料は 2分の1
登園日数が皆無の場合 → 月額保育料は 0円 となります。
- ※ 園とこども1ばん課の協議により判定しますので、申請は必要ありません。
（欠席される場合は、園への連絡は必ず行ってください）
- ※ ご家族等の休みが多くなる8月に限り、上記理由以外であっても保育料の減額を適用します。

- 幼児教育・保育の無償化により、3 歳児から 5 歳児までの保育料が無償となります。また、0 歳児～2 歳児の住民税非課税世帯についても無償の対象となります。（給食費、行事費、延長保育料などは、無償化の対象外です）

- 保育料の無償化に伴う副食費の徴収について、保護者の経済的負担を軽減するため、河南町独自で補助制度を設けています。副食費 4,800 円（1 か月当たり）を上限とし、各園の実際の副食費と比較し低い方が補助額となります。

- 第 2 子以降の 0 歳児から 2 歳児までの保育料については、河南町独自で補助制度を設けており、一度お支払いいただいた保育料を、申請により償還払いにて補助します。申請については、毎年夏ごろに園を通じてご案内致します。

石川こども園（２・３号認定） 入園にあたっての案内

- 勤務先や勤務時間の変更などがある場合や、保育の必要な事由の変更（退職し、求職活動を行う場合など）は必ず変更の申請を行ってください。
保育料や保育時間が変更になる場合があります。
- ※ 毎月 20 日までの申請で、翌月から変更が適用されます。
- ※ 変更申請は、園または役場こども 1 ばん課で受け付けています（就労証明など、事由に応じた添付書類等が必要です）。

- 保育料等諸費は、石川こども園の指定する方法により、石川こども園の指定する期日までにお支払いください。

- 入園している園児が、病気・けが・入院等の理由により、当該月の
登園日数が開園日数の 2 分の 1 以下の場合 ⇒ 月額保育料は 2 分の 1
登園日数が皆無の場合 ⇒ 月額保育料は 0 円 となります。
- ※ 園とこども 1 ばん課の協議により判定しますので、申請は必要ありません。
（欠席される場合は、園への連絡は必ず行ってください）
- ※ ご家族等の休みが多くなる 8 月に限り、上記理由以外であっても保育料の減額を適用します。

- 幼児教育・保育の無償化により、3 歳児から 5 歳児までの保育料が無償となります。また、0 歳児～2 歳児の住民税非課税世帯についても無償の対象となります。（給食費、行事費、延長保育料などは、無償化の対象外です）

- 保育料の無償化に伴う副食費の徴収について、保護者の経済的負担を軽減するため、河南町独自で補助制度を設けています。副食費 4,800 円（1 か月当たり）を上限とし、各園の実際の副食費と比較し低い方が補助額となります。

- 第 2 子以降の 0 歳児から 2 歳児までの保育料については、河南町独自で補助制度を設けており、一度お支払いいただいた保育料を、申請により償還払いにて補助します。申請については、毎年夏ごろに園を通じてご案内致します。

河南町 こども 1 ばん課 ☎0721-93-2500（内線 162）